

(事集) 住宅用太陽光発電システム設置費補助金

~4月1日から 平成25年度分申し込み受付開始~

市では、地球温暖化対策の一環として、二酸化炭素などの温室効果ガスの 排出を削減するため、太陽光発電システムの設置費用を助成しています。

補助対象/・現在お住まい(またはこれからお住まい予定)の市内の住宅に、 新たに太陽光発電システムを設置する方。

・市税を滞納していない方。

※対象設備は太陽光発電普及拡大センター(J-PEC)が実施する補助事業と基本的に同じ要件です。

補助金額/太陽電池の最大出力 1 キロワット当たり 3 万円。(ト限12万円)

シャープ製品を設置する場合は1キロワット当たり5万円。(上限20万円)

申し込み/設置工事10日前までに生活環境課へお申し込みください。

受付期限/平成26年2月28日(金)

※ただし、平成26年3月14日(金)までに設置工事を完了できること。

※予算の範囲内で補助しますので、受付期限前に終了することもあります。

※市ホームページで、申請手続きの流れの確認や申請書のダウンロードができます。

問い合わせ/生活環境課 ☎(43)6755

HP http://www.city.yaita.tochigi.jp/



補助金由請受付

合併処理浄化槽を設置する方に補助金を交付します。設 置前に申し込みをお願いします。

補助金/ 5人槽 332.000円

7人槽 414.000円

10人槽 548,000円

交付対象/次の①~④のすべての用件に該当する方

①次の区域に該当する方

公共下水道事業認可区域外

農業集落排水事業区域外

- ②一般住宅(併用住宅は住宅部分の面積が延床面積の2分 の1以上)のくみ取りトイレやし尿浄化槽を合併処理浄 化槽に入れ替えるか、新築や増改築のため10人槽以下の 合併処理浄化槽を設置する方。
- ③浄化槽を設置する業者が決定し、平成26年2月末までに 工事に着手し、3月末までに完了が可能な方。

④税を滞納していない方。

受付期間 / 4月1日(月)~平成26年2月28日(金)まで ※土、日、祝日を除く

内定/内容審査後、予算の範囲内で補助可能な場合は通知 します。

申請できる方/本人または家族

申請に必要なもの/上下水事務所にある申請書

家屋評価証明書(浄化槽入れ替えの場合) 印鑑(認め印可)

申請・問い合わせ/

上下水道事務所 下水道班 ☎(43)6214



犬や猫など動物を捨てることは犯罪です。不 幸な命を増やさないようにするために、避妊・ 去勢手術をしましょう。

矢板市では、避好・去勢手術補助金制度があ

補助対象条件/次のすべてを満たす方

- ・矢板市に住民登録又は外国人登録している方。
- 飼主および同居する家族全員(同一世帯)が 市税を完納していること。
- ・飼い犬の場合は、狂犬病予防法に基づき、登 録と当該年度の狂犬病予防注射を受けている
- 栃木県獣医師会塩谷班(塩谷郡内の動物病院) で手術を受けること。

補助金/

(犬)補助額	(猫)補助額
避妊手術 5,000円	避妊手術 4,000円
去勢手術 3,000円	去勢手術 3,000円

※補助金には限りがありますので、年度内でも 受付を終了する場合があります。

申請・問い合わせ/生活環境課 ☎(43)6755



募集 矢板市いきいき「市民力」助成金申請団体

市民の皆さんが行うまちづくりを応援するため、市内で公益的な活動をしている市民団体が行う事 業に対し、助成金を交付します。

対象団体/原則として、5人以上で市内を中心に活動し、会則などを定めていること。

対象事業/自発的に行っている公益性の高い事業。国・県・市からこの助成のほかに財政的支援を受け る場合を除きます。また、その類似団体が主催する事業への出店などは対象外となります。

助成金額/1団体につき1事業の必要経費で、上限10万円

助 成 率/活動年数により次のとおりです。

・スタート支援…設立 1 年以内の団体は100%

・ステップアップ支援…設立2年目以降の団体は80%

募集期間 / 4月8日(月)~5月9日(木)

※申請者が少ない場合は、予算の範囲内で随時受け付けます。

※申請が多数の場合は、助成対象にならないこともあります。

そのほか/申請後に、申請内容についてプレゼンテーションを行っていただく場合があります。

※詳しくは市ホームページをご覧になるか、お問い合わせください。

申し込み・問い合わせ/総合政策課 ☎(43)1112



矢板市「暮らし」のびのび定住促進補助金

~市内にマイホームを取得する方へ~

市では、第2次21世紀矢板市総合計画の目標人口(38,500人)を達成するために、市内に新たに住居を 求める方に対して補助金を交付することで、一層の定住促進を図ることを目的とし、この補助制度を始 めました。平成23年10月から制度が始まり、109人の方(3月12日現在)がこの補助金を利用しています。 条件/次の①~④の全てを満たすこと

- ①平成23年10月1日から平成28年3月31日までの間に、新たに矢板市内に住宅を取得し(引き渡しを 受け)、住民票を異動し、実際にそこに住むこと。
- ②引き渡しを受けた住宅に2人以上で入居し、5年以上定住すること。
- ③住宅の所有者が、住宅の引き渡しを受けた時点で45歳以下であること。
- ④引き渡しを受けた住宅に同居する世帯員全員に、市税等の滞納がないこと。
- ※市外から転入する方だけでなく、市内での転居も対象となります。

40万円

30万円

20万円

ただし、同敷地内での増改築・建て替えなど、転入または転居を伴わない場合は対象になりません。 補助金額/

基本補助(①~④のいずれか)

- ①新規用地購入 + 住宅新築 50万円
- ②住宅のみ新築
- ③用地 + 中古住宅購入 4)中古住宅のみ購入

条件による加算(該当する場合追加)

- ⑤18歳以下の生計を共にする子どもがいる場合
- 5万円(子どもの数で金額は変わりません) ⑥矢板市内の建築業者を利用した場合
 - 5万円

(注意)・住宅新築とは、新築建売住宅購入も含みますが、工事完了日より1年以内の住宅で、まだ人が居住したことのないものです。 補助金の受付/申請期限は、住宅の引き渡しを受けた日から1年以内です。

補助金対象外/①東日本大震災で被災し、「矢板市被災者生活再建支援金|の適用を受けた方

②別荘等の一時的居住を目的としたもの

③公共工事に伴う住居の移転・建て替え

④建て替えのための一時的な転居など

そのほか/個別に補助の要件が異なる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

申請・問い合わせ/総合政策課 秘書政策班 ☎(43)1112

15